T036
東芝健康保険組合殿

（任意継続／特例退職　被保険者用）

送金計画書

「別居の家族を被扶養者として申請する」または「既に被扶養者となっている家族を別居に変更する」にあたり、初回の送金証明書（※１）を添付し以下のとおり送金計画書を提出します。
記載した内容は事実と相違なく、被扶養者が認定された後、または別居後も本計画書に基づき送金を行い、東芝健保から送金証明書の提示を求められた際は、すみやかに提出することをお約束します。今後、送金を行わなくなったり、被扶養者の収入の増加等で送金額の基準（※２）を満たすことができなくなった等により被扶養者に該当しなくなった場合は、すみやかに「健康保険　被扶養者（異動）届」により取消の手続きを行います。なお、事実と相違していた場合や、すみやかな取消の申請を怠った場合は、認定時または別居時に遡及し扶養の取消が行われても異議申し立ていたしません。また、その間東芝健保が負担した医療費・健診費用などは返還いたします。

提出日・被保険者の記名必須

以下、該当する項目を○で囲み、金額等を記入します。　　提出日　R× 年　4　月　8　日

被保険者等記号・番号	3 0 0	－	5 0 6 0 0 0 0
	5 0 1		

記号を○で囲み、番号を記入

被保険者氏名
（記名）　東 芝 太 郎

１．被扶養者として申請する家族（認定対象者）または別居する被扶養者について

氏名	東 芝 花 梨	続柄	次女

比較し、被保険者からの送金額の方が多くなければ扶養認定できません。
送金額が満たない場合、別居日で扶養取り消し手続きをおこなってください。

２．認定対象者または別居する被扶養者の年間収入
（被扶養者として申請する際は、詳細・内訳を扶養状況

A．収入なし	(B.) 収入あり　→	年額	約　60万　円

３．被保険者からの送金額

年額	約　96万　円

認定対象者または別居する被扶養者の年間収入　＜　被保険者からの送金額

被保険者からの送金額の方が多くなければ扶養認定はできない。

４．

収入がない場合でも、最低限、月４万円以上の送金が必要

	１回あたりの送金額
A．毎月	約
(B.) 年　2　回	約　48万
C．その他／具体的な計画を記載（　　）	約

この例の場合
年２回で１回に４８万円
毎月であれば１回に８万円等
「3.被保険者からの送金額」と計算が合致すること

（※１）送金証明書は、銀行の振り込み明細書（写）や現金書留の控（写）など、第三者からみて被保険者から認定対象者または別居する被扶養者に送金している事実がわかる書類とすること。

（※２）送金額の基準
＜２つの条件をどちらも満たすこと＞
① 認定対象者または別居する被扶養者の年間収入より被保険者からの援助による送金額が多いこと。
② 年間送金額は、下限送金月額の１２カ月分以上あること。
【下限送金月額】　　一人　４０，０００円